

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

〔令和５年５月１９日開催 全国信用金庫協会〕

1. 令和５年石川県能登地方を震源とする地震による災害等に対する金融上の措置について

- 令和５年石川県能登地方を震源とする地震により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今回の地震に対し、石川県に災害救助法が適用されたことを受け、2023年５月６日、北陸財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を石川県内の関係金融機関等に発出した。
- 被災地で営業している金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応を改めてお願いしたい。

2. 各地域における事業再生等の事業者支援策・支援事例に関する説明会

- 新型コロナウイルス感染症及び物価高騰等の影響を受け、厳しい状況に置かれている事業者が存在。特に、債務が増大した事業者に対し、事業再生や再チャレンジを支援する必要性が高まってきている。
- 政府においては様々な支援策を用意しているが、事業者からは「政府の支援策が地域金融機関の現場まで十分に浸透していない」等の声も聞かれているところ、各地域において、官民金融機関や認定支援機関、経済団体等を対象に、事業再生支援等の事業者支援策や支援事例を紹介する説明会を開催する。
- 具体的には、2023年４月１７日に、全国団体を招いたキックオフ会議ならびに東京・千葉・神奈川の関係機関を対象にした説明会を開催した。今後、６月にかけて、全国各地で地域ブロックごとの説明会を開催していく予定。
- 各金融機関におかれては、本説明会を、政府の支援策の理解促進に役

立てていただき、事業再生支援など、事業者のニーズに応じたきめ細やかな支援に、より一層取り組んでいただくようお願いしたい。

3. 経営者保証を徴求しないスタートアップ・創業融資の促進について

- 岸田政権は、「新しい資本主義」の実現に向けた取組を進めており、スタートアップは、社会的課題を成長のエンジンに転換して、持続可能な経済社会を実現する、まさに「新しい資本主義」の考え方を体現するものと位置付けられている。他方、経営者保証がスタートアップの創業や経営者による思い切った事業展開の阻害要因となっているとの指摘もある。
- こうした中、信用保証協会においては、2022 年公表された経営者保証改革プログラムに基づき 2023 年 3 月 15 日に経営者保証を徴求しないスタートアップ創出促進保証の取扱いを開始した。
- これは、スタートアップにとってメリットの大きい制度であり、利用対象となる事業者から融資相談があった場合には、同制度を積極的に紹介するなど、同制度の活用促進への協力をお願いしたい。

【スタートアップ創出促進保証の概要】

- 対象 象：創業後 5 年未満の法人等
- 保証限度額：3,500 万円以内（保証割合：100%）
- 保証期間：10 年以内
- 据置期間：1 年以内（一定の条件を満たす場合には 3 年以内）
- 保証料率：各信用保証協会所定の創業関連保証の保証料率に 0.2%上乗せした保証料率
- 担保・保証人：不要

4. 経営者保証に係る監督指針改正について

- 経営者保証について、改正監督指針が 2023 年 4 月 1 日より適用された。内容については既に説明会などで周知の通りだが、今後、保証契約を締結する際には、保証の必要性等をより詳細に説明することを求めている。その中で、根保証契約に関して 1 点お願いしたい。

- 4月以降に締結される根保証契約については、根保証契約締結時に、改正監督指針に基づく説明がなされることになるが、3月以前に根保証契約が締結されていた場合、（民法上認められている）最大5年間、改正監督指針に基づく説明がなされない可能性がある。
- そのため、各金融機関には負担が生じることになるが、3月以前に根保証契約を締結した取引先については、個別融資の実行時や顧客訪問のタイミングで構わないので、保証人に対して改正監督指針に基づく説明を早期に行っていただきたい。
- なお、本件も含め改正監督指針に基づく運用等に不明点があれば、お近くの財務局や金融庁まで問い合わせいただきたい。

5. 地域金融機関の事業者支援能力向上を後押しする取組について

- 新型コロナウイルス感染症や物価高等の影響を幅広い地域・業種の事業者が受ける中、地域経済の成長の支え手である地域金融機関の役割がより一層重要となっている。
- 金融庁では、地域金融機関の事業者支援能力の向上を後押しするため、2022年度において、
 - ① AIやICT技術を活用した経営改善支援の効率化に向けた調査・研究
 - ② 業種別の経営改善支援の効率化に向けた調査・研究
 の2件の調査・研究（委託事業）を実施し、取りまとめた調査・研究結果について2023年3月30日に金融庁ウェブサイトにて公表した。

各金融機関においては、これらの調査・研究の結果等を活用しながら、引き続き事業者支援に取り組んでいただきたい。
- また、この2件の事業については、2022年度の事業を拡充する形で、2023年4月3日より調査・研究（委託事業）を開始した。

今後、調査・研究を進めていくにあたり、有識者等による研究会の開催等、2023年度においても、信用金庫の各金庫の力をお借りすることから、

協会とも緊密に連携させていただきたい。

6. 地域企業経営人材マッチング促進事業における説明会について

- 地域企業経営人材マッチング促進事業について、2022 年度は REVICareer を活用したマッチング実績が二桁に上るなど、活用が進んでいる。
- 2023 年度においても、本事業を通じて、地域金融機関の人材仲介機能の発揮を推進していくために、各業界団体向けに、REVICareer の足元の状況や活用策等に係る説明会を 5 月下旬に開催予定であり、各金融機関の人材事業担当者においては積極的に参加いただきたい。
- 当説明会を含め、今年度においても地域金融機関においては引き続き、REVICareer を活用しながら、地域の中小企業ニーズに応えていただきたい。

7. 全資産担保を活用した融資・事業再生実務に関する研究について

- 金融庁において法制化の検討を進めている事業成長担保権について、実務上の具体的な活用イメージを提供するため、2022 年 4 月より、既に類似の全資産担保を活用した融資実務が根付いている米英の担保制度や実務に係る委託調査を行い、2023 年 3 月 31 日に、その成果物を金融庁ウェブサイトにて公表した。
- 当該調査では、米英の制度や実務の調査に加え、日本における事業性融資を後押しする観点から、当該調査結果を踏まえた日本の実務への示唆について、研究会にて議論した成果も取りまとめた。
- 協会においては、研究会へ参加し、議論への協力、感謝申し上げる。事業成長担保権の法制化や実務上の環境整備に係る検討については、引き続き、忌憚のない意見をいただきたい。

8. 外国人起業活動促進事業等を活用する外国人起業家への金融サービス提供について

- 政府においては、「新しい資本主義」の実現に向け、スタートアップを、社会的課題を成長のエンジンに転換して持続可能な経済社会を実現するものと位置付け、様々な取組みを進めている。
- 2022 年 12 月の「規制改革推進に関する中間答申」等においては、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業及び外国人起業活動促進事業等を活用する外国人起業家から、入国後 6 月経過以前に口座開設の取引の申し出があった場合、起業準備活動計画確認証明書等を確認の上で、居住者口座又は居住者と同等の口座の開設が可能となるよう、金融庁が 2022 年度中に所要の措置を講ずることとされたところ。
- 上記を踏まえ、2023 年 2 月、関係省庁と調整の上、上記内容について、金融庁から各金融機関向けに要請を行った。各金庫におかれては、金庫内での周知等を行い、丁寧な顧客対応に万全を期していただきたい。

(参考) 規制改革推進に関する中間答申 (2022 年 12 月 22 日) より抜粋

第一部：当面の規制改革の実施事項

II 各個別分野における実施事項

1. スタートアップ・イノベーション

ア 海外起業人材の活躍に資する制度見直し

- f 金融庁は、財務省と連携しながら、海外活力の取り込みを通じたスタートアップの育成に向け、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業及び外国人起業活動促進事業等を活用する外国人起業家が、本邦に入国後 6 月以上経過又は本邦内での事務所勤務の双方を満たしていない状態で、預金口座の開設を国内金融機関に対して申し出た際、当該在留資格の認定のため事業実施主体が発行した起業準備活動計画確認証明書の提示等の要件を満たす場合には、当該外国人に対して居住者口座又は居住者と同等の口座の開設が可能となるよう、令和 4 年度中に所要の措置を講ずる。

9. 外国企業の口座開設対応について

- 政府においては、イノベーションの創出や海外経済の活力の取り込みを通じ、日本経済全体の成長力を強化する等の観点から、対日直接投資の促進に取り組んでおり、2021年には「対日直接投資促進戦略」を策定した。その後、同戦略に掲げられた事項や、対日直接投資を推進するために重点的に進めるべき事項を検討するため、対日直接投資推進会議のワーキンググループにて議論が進められ、2022年12月に「中間整理（取組の方向性）」が取りまとめられた。
- その中で、ビジネス環境の整備のため、外国人・外国企業の口座開設の円滑化等に取り組むことが盛り込まれ、金融庁において、JETRO、全国銀行協会と連携の上、2023年3月にJETROのウェブサイト（日本語版、英語版両方）へ法人口座開設に必要な一般的な書類等を掲載した。

（参考）中間整理（取組の方向性）（2022年12月23日公表）

2. 海外の人材や資金を呼び込むビジネス環境の改善

（6）ビジネス環境の整備

- JETRO との連携等による銀行口座開設の標準手続の英語での公表等の取組を通じて、外国人・外国企業の銀行口座開設を円滑化。【金融庁、経産省】

（参考）JETRO ウェブサイト（2. 法人口座開設）

https://www.jetro.go.jp/invest/setting_up/section1/reference.html

- 各金融機関におかれては、引き続き、外国人個人の銀行口座開設対応を含め、丁寧な顧客対応に万全を期していただきたい。

10. 国連安保理決議の着実な履行について（北朝鮮関連）

- 2023年4月5日、国連安全保障理事会の北朝鮮制裁委員会の専門家パネルが、2022年7月から2023年1月にかけての国連加盟国による北朝鮮制裁の履行状況等の調査結果と国連加盟国への勧告を含む最終報告書を公表。

○ 同報告書では、

- ・ 北朝鮮が暗号資産関連企業及び取引所等へのサイバー攻撃を継続し暗号資産を窃取していること
- ・ 北朝鮮による石油精製品の不正輸入および石炭の不正輸出が継続していること

等の事案概要や、必ずしも制裁対象ではないが、こうした事案に関与している疑義がある会社名や個人名、船舶の名前について記載。

○ 同報告書を踏まえ、各金融機関におかれては、サイバーセキュリティ対策を徹底していただくとともに、安保理決議の実効性を確保していく観点から、報告書に記載のある企業や個人、船舶については、

- ・ 融資や付保などの取引が存在するかどうかに関する確認、
- ・ 取引がある場合には、同報告書で指摘されている事案に係る当該企業・個人等への調査・ヒアリング、

などをしっかりと行った上で、適切に対応いただきたい。

11. 「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」について

○ 2023年1月に発生した狛江市強盗殺人事件を含め、SNS上で実行犯を募集する強盗事件が広域で多発し、また、特殊詐欺被害も急増している。こうした情勢を踏まえ、2023年3月17日、標記の緊急対策プランが策定された。

○ 金融庁関連の施策としては、

① 預貯金口座の不正利用防止対策の強化として、

- ・ 不審な出金等がある口座について取引時確認を徹底・強化すること、
- ・ 店頭窓口で取引する際に、詐欺被害が疑われる顧客への注意喚起を徹底・強化すること、
- ・ 制度改正を含め、非対面の本人確認において公的個人認証の積極的

な活用を推進すること

② 帰国する在留外国人から譲渡された口座を犯罪者グループ等が悪用することのないよう、

- ・ 在留期限に基づいた口座管理を強化すること、
- ・ 在留期限情報の共有態勢を検討すること

が盛り込まれている。

○ 現在、各業界団体も含め預金取扱金融機関と、警察庁・金融庁等との間で、具体策を議論させていただいているところであり、犯罪対策の強化のため、引き続き協力いただきたい。

12. IT ガバナンスに関するディスカッションペーパー改正案のパブコメについて

○ 2023 年 4 月 24 日、「金融機関の IT ガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理（以下、ディスカッションペーパー）」の改訂案を公表し、5 月 31 日まで意見募集を実施している。

（参考）「金融機関の IT ガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理」の改訂（案）への意見募集について

<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230424/20230424.html>

- IT ガバナンスは、経営者が IT と経営戦略を連携させ、企業価値を創出する仕組み全体を指していることから、内部統制のみならず、収益を向上させる成長戦略の実現も含まれる。そのため、失敗を恐れずチャレンジを促すような企業文化の醸成が重要である。
- 同時に、サイバーリスクを含め、IT リスクを適切に管理し、デジタル技術の恩恵を享受する上での前提となるセキュリティ確保も求められる。
- 各金融機関においては、本ディスカッションペーパーを参考として、それぞれの規模・特性等に応じた IT ガバナンスを構築し、創意工夫を凝らして DX に取り組んでいただくことを期待している。

13. 金融商品販売・管理態勢に関する課題及び「取組方針・取組状況」の充実にについて

○ 先般、地域銀行向けに金融商品販売・管理態勢に関するアンケート調査を実施した。調査結果で見られる課題は、他業態でも参考になるので紹介する（調査結果は2023年4月11日に金融庁ウェブサイトで公表済み）。

○ 調査結果について懸念点をいくつか申し上げますと、

① リスク・リターン・コスト等を含む商品性の事前検証※について、3割弱の銀行で「実施していない」との回答があった。

※ 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」では「個別の金融商品について、そのリスク、リターン、コスト等といった顧客が金融商品への投資を行う上で必要な情報を十分に分析・特定しているか」が監督上の着眼点とされており、また、顧客本位の業務運営に関する原則6においても「顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべき」とされている。

② 三線管理について、1割強の銀行で準拠性に留まらない検証※を「実施していない」との回答があったほか、ごく一部の銀行ではあるが、販売手数料の高い金融商品の販売に傾注しないための工夫・検証や苦情を踏まえた販売態勢の検証・見直しを「実施していない」との回答があった。

※ 例えば、高齢者に外貨建て一時払い保険を販売する際、行内規定で親族の同席が必要と規定している銀行が多いが、同席有無の外形的な事実のみの検証に留まり、販売偏重等について検証していない事例も散見される。

○ なお、これまでのモニタリングを踏まえると、「実施している」と回答した銀行の中にも、そうした取組みができていない先が多く、実際の販売態勢や営業実態について認識できていない先があることが懸念される。

○ こうした取組みを行わず、「顧客の最善の利益」を追求していくことは困難であると考えており、改めて現状の取組結果や態勢について検証いただくとともに、必要に応じて、「取組方針」を見直していただきたい。

※ 四半期最終月の販売偏重や外貨建て一時払い保険の販売偏重がないかといった点についての検証も含む。

- 金融庁としても、継続的に金融機関のモニタリングを行い、販売・管理態勢の向上に資する問題提起を行っていくが、経営陣におかれては、顧客本位の業務運営の確保・推進に向けて、リーダーシップを発揮していただきたい。

14. 経済安全保障推進法に基づく基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する基本指針について

- 2023年4月28日、経済安全保障推進法の「基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する基本指針」が閣議決定された。本制度は、金融を含む基幹インフラの事業者に対して、その重要設備の導入等に当たり、当局による事前審査を求めるものである。
- 同日、金融庁を含む関係省庁は、特定重要設備の導入等に関する事前相談を受け付け、対象事業者を含む関係事業者等との恒常的な意思疎通を行うことを目的に、「相談窓口」を設置した。各金融機関においては、経済安全保障上のリスクへの対応を確保していくために活用していただきたい。

15. 経済財政諮問会議における鈴木大臣の発言について

- 2023年4月26日、経済財政諮問会議において、大臣からは日本の国際金融センターとしての地位向上に向けて、コーポレートガバナンス改革の実質化や日本をアジアのGXハブとしていくことについて発言があった。特にアジアGXハブに関連する諸施策については、日ASEAN財務大臣会合でも大臣から発言があった。具体的には、人材育成やデータ整備の他、案件開発のためのコンソーシアムの立ち上げなど、信用金庫の参画が必要となる施策もあり、協力をお願いしたい。

16. 「資産運用業高度化プロGRESSレポート 2023」の公表等について

- 同じく経済財政諮問会議同会議では、総理から「我が国の資産運用業等を抜本的に改革する」ための政策プラン策定について指示があった。
- これは、これまで金融庁においては、国際金融センターの地位向上に向けて、海外資産運用事業者による日本進出についての環境整備や支援等を行ってきたところ。更なる展開のためには、日本の金融市場の魅力の向上が不可欠との問題意識の下、そのための一つの分野として、我が国の資産運用セクターに関する政策プランの検討を行うもの。
- 日本の強みである 2000 兆円の家計金融資産の運用について、国内外の新たな資産運用業の参入を促進しつつ、我が国の資産運用セクターや人材を世界レベルに引き上げることを狙いにしている。
- 各金庫の中には、グループ内の資産運用業者と緊密に連携しながらサービスを提供されている方もいらっしゃると思料している。そうしたサービスの向上を図るべくどうしたことが考えられるのか、それに限らず、日本の金融市場の魅力向上のため、何か提言があれば是非、参考にしたいと考えている。
- 他方、こうした政策プランの検討を行う前提として、我が国における資産運用業のサービス提供の現状について、問題意識をとりまとめた、「資産運用業高度化プロGRESSレポート 2023」を公表した。一読いただけると有難い。ここでは、特に、以下の 4 点の現状について述べる。
 - ① 第一に、ファンドラップについて。マス向けに裾野が広がってきているが、現状、投資信託を組み合わせた商品なのか、資産形成のためのアドバイスを継続的に提供するサービスなのか、分かり難いものもある。ファンドラップの仕組み自体は、販売会社、資産運用会社が利益相反を管理し、顧客の最善の利益を図るインセンティブがあるものだが、他方で、販売会社が提供するサービスの付加価値が分かり難い面もある。
 - ② 第二に、投資信託の商品選定について。近年でも、テーマ型のファン

ドで、販売して半年～1年半程度で純資産残高のピークを迎え、その後、残高が大きく減少するような商品が選定され、販売されている。

③ 第三に、投資信託の繰上げ償還について。日本の資産運用業界には海外と比べても非常に多くの投資信託が存在しており、本数の最適化が望まれる状況がある。

④ 第四に、資産形成のためのアドバイスについて。米国においては、フィナンシャル・アドバイザーが地域に密着し、長期間にわたり地元の顧客にサービスを提供することで、顧客の最善の利益を果たすことが求められている。今後、ファンドラップの提供等を通じて、顧客の資産形成のためのアドバイス提供をビジネスモデルとして拡大していくのであれば、支店の人事や評価制度が、地域の顧客に長期間寄り添えるものとなっているか、今一度、確認いただきたい。

○ いずれも、こうしたサービス提供の現状を発生させる要因や構造上の課題は様々なものが考えられるが、そうした点について、今後、検討を進め、改善のための施策を考えていきたい。

17. マイナンバーカードの普及・利用の促進について

○ 2023年4月17日に開催された第4回「マイナンバーカードの普及・利用の促進に関する関係府省庁等連絡会議」において、デジタル庁から示された資料によれば、「協同組織金融業」におけるマイナンバーカードの取得率は90.9%となっている。

○ マイナンバーカードの取得率向上については、引き続き力を入れていただきたいが、それとともに、マイナンバーカードの利活用の促進についても、引き続き協力いただきたい。

○ 政府としては、マイナンバーカードの更なる普及促進策として、公的個人認証サービスの活用をお願いしており、業界においても、積極的な活用をよろしく願いたい。

- また、政府としては、民間利用シーンの拡大に向け、
 - (1) マイナンバーカードを活用したユースケースや、
 - (2) 民間事業者における電子証明書手数料が 2023 年 1 月から当面 3 年間無料化されていること、
 - (3) マイナンバーカードと同等の機能（署名用及び利用者証明用の電子証明書）を持ったスマホアプリのダウンロードサービスが 2023 年 5 月から開始されること
- 等について、周知・活用促進の対応を進めている。業界の協力をよろしくお願いしたい。

18. インボイス制度への対応について

- 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の 2023 年 10 月 1 日からの導入まで残り半年を切った。

（注）インボイス制度は、消費税の仕入れ税額控除の方式として新たに導入される制度。適格請求書（インボイス）とは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるもの。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいう。インボイス発行事業者となるためには、国税庁に対して事業者としての登録申請が必要となる。

- このインボイス発行事業者になるための登録申請については、申請書に「困難な事情」の記載を要さないこととなり、現在も申請ができるようになった。
- また、インボイス制度には支援措置があり、令和 4 年度の補正予算において各種補助金が拡充されていることや、令和 5 年度税制改正においてインボイス制度に関し所要の見直しが行われていることにも留意いただきたい。
- こうした点について、まずは業界内でも周知いただきたいが、一方で、全国の中小企業・小規模事業者がインボイス制度に円滑に対応できるようにしていくためには、それらの事業者が普段付き合いのある預金取扱金融

機関による周知等も重要。

- 預金取扱金融機関においては、顧客等におけるインボイス対応について、セミナーや相談会開催などをはじめ、制度対応に向けた周知や対応支援を強化していただいているところと承知。地域の中小企業・小規模事業者への周知・支援も含め、インボイス制度の円滑な導入に向け、今後とも取組の継続・強化をお願いしたい。
- 金融庁でも、預金取扱金融機関による周知等の取組の事例をまとめたところであり、今後の取組の検討に当たっては、そうした事例も参考にしていきたい。

(参考) インボイスに関する情報は、財務省・国税庁をはじめ各府省庁が Twitter でも情報発信をしているところ。預金取扱金融機関においては、例えば各府省庁のツイートをリツイートして、その際に、自らが開催する相談会やセミナーの開催情報等も発信するといったやり方も考えられる。

19. 金融行政モニター制度について

- 金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等を伺ってきているが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとの指摘もある。
- 金融庁では、金融機関及びその職員などからの金融行政に対する率直なご意見等を中立的な第三者である外部専門家に直接お届けし、金融行政に反映させる仕組みとして、2016 年 1 月より「金融行政モニター受付窓口」を設置。
- 本制度では、モニター委員から金融庁に伝えられる際に、個人や所属組織を特定できる情報は全てマスキングすることで意見提出者の匿名性を厳格に担保。
- 設置以降 286 件（2023 年 3 月末現在）のご意見を受け付けており、これらは金融庁幹部職員等に共有されるだけでなく、これまで制度改正に繋がっている例もある。

- 最近寄せられた意見では、ホームページの苦情受付窓口において必要以上に個人情報の入力が求められているのではないかとといったものがあり、各金融機関が顧客本位の業務運営を進められている中で、色々なサービスが顧客の目線に立っていないために顧客の誤解を招いているケースに関するものもあり、今一度顧客の側に立って、各種取組を見直していただきたい。
- 3月31日に金融行政モニター委員との意見交換会を開催し、委員より、①金融行政モニターの運用のあり方、②新たなNISA制度、③顧客本位の業務運営、④若者の消費者トラブル等についてご意見があった。こうした点も踏まえつつ、金融行政の改善に努めていきたい。
- 金融行政モニター制度の意義としては、①各金融機関から、金融庁から独立したモニター委員に直接に声をいただき、金融行政の改善に繋げることができる、②個別の金融機関の対応事例について、監督当局と金融機関の対話の契機になるというようなケースが想定される。そのいずれのケースにおいても、重要なことは、受け付けた意見をただこなすのではなく、丁寧に対応し、個別案件の対応に限らず、金融行政の改善に繋げる観点から前向きに対応することであると考えている。この点で、改善点等お気づきの点があれば教えていただけると幸い。金融行政モニター制度を協会傘下金融機関及びその職員に周知願いたい。
- 他方、国民や顧客の目から見て、適切かどうかを意識した運営も重要であり、今後、可能な限り公表の対応も検討していきたい。

20. 2023年5月G7財務大臣・中央銀行総裁会議について

- 2023年5月11日から13日に、新潟市において、G7財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。日本議長下のG7では、金融分野のプライオリティとして、①暗号資産・ステーブルコイン、②サステナビリティ開示、③トランジション・ファイナンス、④自然災害リスクファイナンスが議論されてきた。また、今般の一連の銀行破綻等を踏まえ、金融セクターの動向についても議論が進められてきた。

- 会議終了後に発出された共同声明のうち、各金融機関に関連する金融セクターの動向、暗号資産、サステナビリティ開示、トランジション・ファイナンスについて紹介する。
- 金融セクターの動向については、2008 年の世界金融危機後に実施された金融規制改革に支えられ、金融システムが強靱であることが再確認された。その上で、引き続き警戒心を持って金融セクターの動向を監視し、金融安定及び金融システムの強靱性を維持するために適切な行動をとる用意があることが合意された。加えて、今般の銀行破綻等を踏まえて、銀行システムにおけるデータ、監督、規制のギャップに対処していくことが合意された。
- こうしたギャップとして、例えば米国では、シリコンバレーバンク等の破綻の要因として、経営陣等が、規模が拡大し複雑化する中で、リスク管理を怠っていたことや、監督当局もそうした銀行の脆弱性の程度を十分に理解していなかったことなどが明らかにされている。今般の声明は、G7 としてこうしたギャップがあることを認識し、それに対処することを一般論として示したものである。
- デジタル化の進展等による金融分野を取り巻く環境の変化も踏まえ、FSB 等が、金融システムに与える影響を分析することになっている。

また、FSB においては、金融システムを強化するために優先的に取り組む事項を検討していくことになっている。
- 暗号資産については、責任あるイノベーションを支援しつつ、暗号資産がもたらす金融安定及びマネロン等に関するリスクに対処するために、効果的なモニタリング、規制及び監視が極めて重要との認識が共有されている。その上で、FSB のハイレベル勧告等と整合的な形で、暗号資産やステーブルコインに関する効果的な規制監督上の枠組みを実施していくことに G7 はコミットした。FATF 基準の実施についても支持が表明されている。
- サステナビリティ開示については、ISSB が 2023 年 6 月に気候変動開示基準等を公表予定であるが、G7 はそれらの最終化を期待するとともに、次のテーマとして生物多様性と人的資本について ISSB が作業することを

期待するとしている。

- サステナブル・ファイナンスについては、トランジション・ファイナンスは経済全体の脱炭素化を推進する上で重要な役割を有しているとの認識が共有された。また、ファイナンスト・エミッション（投融資に係る温室効果ガスの排出量）に関しては、その軌跡を説明することや、フォワード・ルッキングな移行の進捗評価を可能にすることにより、トランジション・ファイナンスの促進に資する、情報の入手可能性と信頼性を強化することが懇請された。
- 2023 年 5 月 19 日から 21 日には、広島で G 7 サミットが開催予定である。また 2023 年後半にかけて、G 7 以外の国際会議も多数予定されている。引き続き、各金融機関の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献していきたい。

（以 上）